

接続ルールの見直し意見募集

指定電気事業者の相互接続ルールのあり方について、意見提出の機会を与えられたことを幸甚に存じます。まず、この文書自体が事実関係を正確に認識していないので、その点を指摘させていただきたいと思います。

「1 接続の基本的ルールの在り方について(平成8年12月19日、電気通信審議会答申)

接続ルールについては、定期的に見直すこととし、次回の見直し時期については、今般の接続ルールによる会計データに基づく接続料金の算定が平成11年度に行われる見込みであることから、平成12年度を目途に行うことが適当である。長期増分費用方式については、接続ルールの見直し時期までに、郵政省において、事業者、**有識者**の参加や意見も得て、外国モデルの解析、設備に関するフォワード・ルッキング(将来指向的)なコスト・データの収集、技術モデルの構築等の作業を行うこととする。その上で、長期増分費用方式の扱いについてルール見直し時に決定することが適当である。

(注:不可欠設備の範囲については、別添のとおり。)

とあるが、長期増分費用方式については、現実に**有識者**の参加の手続きを排除しており、事実と異なる。

<http://www.mpt.go.jp/pressrelease/japanese/denki/000912j601.html>

電気通信事業者間の接続料算定に関する長期増分費用モデルの見直し案等の募集には、「(4) 応募資格者WGでは、電気通信に係る実務的知識を必要とすることから**応募資格者は、電気通信事業者とさせていただきます。**」として、事実上**有識者**の参加の手続きを手続き上排除している。このような微妙な問題は、諸外国の情勢を踏まえて検討されるべきであるが、残念ながら、日本では有識者を排除して進められた前回の研究会では、長期増分費用モデルの理論的背景についてすら根底からの誤解、勘違いも見受けられ、長期増分費用モデルと、仮想メッシュモデルの構築との混同が著しいありさまであり、今回の見直しも、事務局が仮想メッシュモデルのパラメーター入れなおしが長期増分費用モデルの見直しと誤解しているのではないか。

また、電気通信事業者間の接続料算定に関する長期増分費用モデルの見直し案等の募集に際しては、「ヒアリング」と称して、特定の潮流に偏った意見陳述が官僚の側から「ヒアリング」に際して行われ、特定の変更した潮流に従わない意見陳述者や電気通信企業のワークグループへの参加をスクリーニングするのは如何なものか、意見は充分闘わせても一致を見ないことはまま在るわけで、それが理論的なものであろうと、貴省と他の電気通信事業者間との間では意見の一致を見ないのも致し方ないわけで、ワークショップとしては、建設的に異なる意見も出ても良いのではないのか？ 電気通信企業は、非対称規制を行うべき事業者を除いてすべて平等として扱われるべきで、ワークショップへの参加者を選別排除するのはどのような根拠によるものか。

更に、電気通信事業法の一部を改正する法律附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しに関する意見募集において、

<http://www.mpt.go.jp/pressrelease/japanese/denki/001010j602.html>

(4) 応募資格者

WGでは、電気通信に係る実務的知識を必要とすることから応募資格者は、電気通信事業者とさせていただきます。

と制限しておきながら、シンクタンクのメンバーは研究会に参加できるとしているのは、おかしい。

3 WGの構成員

WGは、WGメンバー参加希望者、シンクタンクから研究会が適当と認めた者をもって構成する。各WGの会合は、研究会庶務が主催する。なお、研究会構成員は、必要に応じ、適宜WGの会合に出席することができる。

研究者の参加の道を排除しておきながら、いかなる理由で特定のシンクタンクのメンバーは研究会に参加できるのか？ DUEプロセスに照らしてどのようなお考えがあるのかお聞かせいただければ幸いである。

① 移動体通信事業の扱いなど不可欠設備の範囲等の問題

まず、御省が、不可欠設備の範囲をどのように考えているのかお聞かせいただければ幸いである。特に、

1. 指定電気通信事業者の不可欠設備の範囲を、指定電気通信事業者の設備と、他の事業者の相互接続の為に不可欠な、指定電気通信事業者にもっとも近いマンホールまでの設備の事を言うのか

2. 指定電気通信事業者の設備において、加入者へのアクセスを構成するために、再構築が現実的に不可能な、その独占が ATM600Mbps における費用のように、独占による弊害が略奪的収奪の機会を構成する、加入者へのアクセスにおいて不可欠な設備を意味するのか

それを、まず、明確にできないものでしょうか？

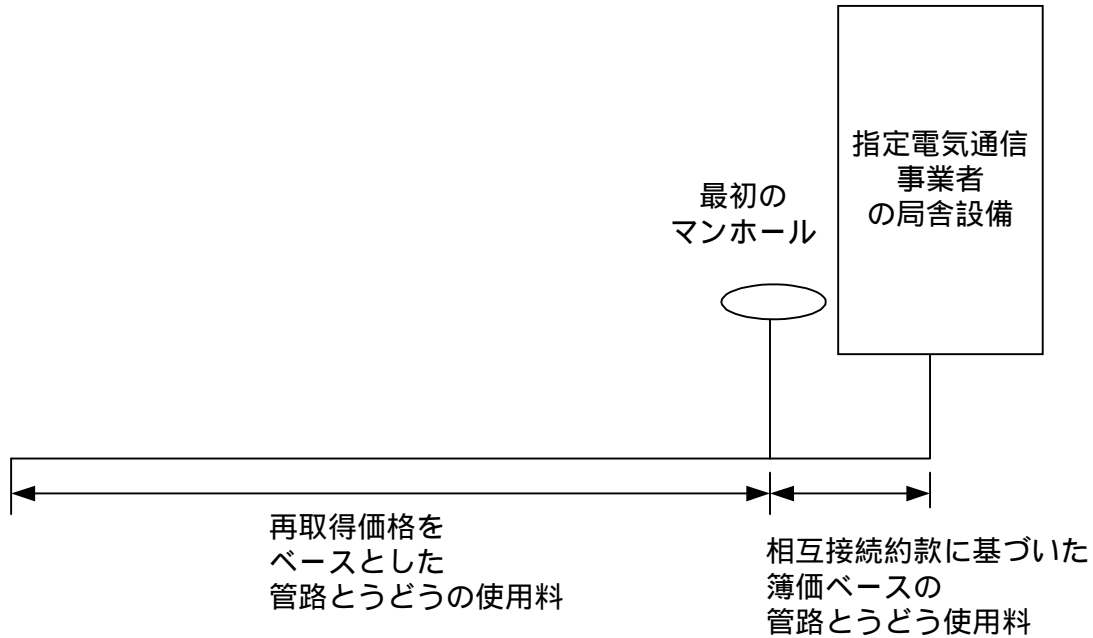
不可欠設備の範囲だが、加入者への電気通信役務を提供する再構築不能な事実上の不可欠設備として、指定電気通信事業者の管路とうどうと、加入者宅の導入管路を含む、すべての管路設備を含めるべきである。

郵政省の事業法においては指定電気通信事業者の「不可欠設備」(指定電気通信設備)の範囲として、管路とうどうを含んでいるが、「指定電気通信事業者の接続約款」においては、不可欠設備の範囲の解釈を相互接続に不可欠な設備の範囲*1と曲解し、指定電気通信事業者にもっとも近いマンホールまでの設備についてのみ、約款で定められた料金で貸し出され、その直近のマンホールより以遠は、再取得価格をベースに、約款ベースの価格費用の10倍以上の価格費用で貸し出されているのが実情である。これでは、巨額の貿易赤字を背景に、米国政府が、5年間も掛けて交渉してきた日本の電気通信への競争環境の実現はすべて絵空事である。

これは、サービスの貿易の自由化条約第四議定書に違反している。

さらに、長期増分費用モデルにより、仮想的なローカルコンペティションが実現できていることを留保するためには、長期増分費用モデルの有効性を検証できるように、指定電気通信事業者の管路を、接続約款ベースのコストで借用して、競合する電気通信事業者が、指定電気通信事業者と差別的でない条件で、指定電気通信事業者から借りた管路設備の上に構築することによって網構築できることが必要である。(図1) 米国では、連邦通信法(第224条)において、公益事業者は、電気通信事業者等に対して、電柱・管路等への非差別的なアクセスを提供することが義務付けられている。日本の指定電気通信事業者の、線路設備への差別的なアクセスは問題である。

図1 現在の指定電気通信事業者の管路とうどうの使用料



mあたりの単価は約10:1

長期増分費用モデルを接続料に導入する限り、指定電気通信事業者の管路とうどうを、簿価ベースで使用して、CLEC が、回線を自ら建設できる道確保していなくては、長期増分費用を導入しているとはいえない。

設備コストを自ら建築した場合とその、自ら建設したインフラを適当な掛け率で実効年限で減価償却した償却費用に保守費用と適切なマージンを加えて算出される自ら、「増分費用」をベースに構築したファイバー設備の利用料と、指定電気通信事業者から回線を借り受ける費用との間には、何らかの裁定の働く接続料のコスト構造でなくてはならない。そのような、裁定が働くように競合する事業者が同じコスト構造で網構築できる道を残しておくことは、長期増分費用モデルの接続料への導入による、二重インフラ投資へのインセンティブを抑える働きになる。

② 光ファイバのアンバンドルルール¹の在り方（8月31日電気通信審議会答申）

そもそも、接続料問題において、最大のコストドライバーとなっているのは、ファルコンと、光ファイバーのコスト帰属である。ファルコンと光ファイバー

さえ存在しなければ、(高層ビルの)加入者はT1回線について、DSLを使用して現実的な使用コストで回線を接続できるし、ホームページを自社の宅内で設置するのに今日のような困難を覚える必要は無かったはずである。長期増分費用モデルでは、ファルコンと光ファイバーの帰属費用が光回線のほうに帰属していないのは問題である。現実には月額30万円の1.5M専用回線を利用している利用者は、東日本全域においてたったの1800加入者しか存在せず、そのような役割の為に電話の接続料全体が効果になっているのは問題である。

更に、指定電気通信事業者の接続約款(38page)においては、端末回線伝送機能が、PHS基地局回線機能の月額1623円と同様に、料金額として、明確に厄介に規定され

メタリックケーブル

PHS基地局回線機能の月額1623円

光ファイバー

一芯式のもの

保守区別がタイプ1のもの 月額6665円

それ以外のもの 月額7090円

二芯式のもの

保守区別がタイプ1のもの 月額13330円

それ以外のもの 月額14181円

として、指定電気通信事業者の関連の移動体電気通信事業者には既に貸し出されている。

指定電気通信事業者の電気通信回線については、**サービスの貿易の自由化条約第四議定書**、日本国の約束にかかる表、参照文書、2相互接続、2.2確保すべき相互接続、並びに、2.2(a)差別的でない条件及び料金...、並びに2.2(b)必要でない伝送網の構成部分又は施設に対して支払いをする必要が無いように、交換伝送機能を切り離して、以下の値段だけで

光ファイバー

一芯式のもの

保守区別がタイプ1のもの 月額6665円

それ以外のもの 月額 7090 円

二芯式のもの

保守区別がタイプ 1 のもの 月額 13330 円

それ以外のもの 月額 14181 円

提供されるべきであり、日本国は、批准している条約文において、そのように約束している。

㊦ その他接続制度全体についての検討事項（パブリック・コメント手続きにより検討テーマを募集する予定）

そもそも、サービスの貿易の自由化条約第四議定書、特定国の約束にかかる表日本国の約束、付帯事項、参照文書において、「2.5 相互接続に関する紛争解決」、並びに「5. 独立の規制機関」において、日本国は、市場のすべての参加者について公平な、独立した相互接続に関する紛争解決機関、規制機関に紛争解決を申し立てることができることとしているが、日本国は、条約で約束した FCC のような独立規制監督仲裁機関を設けていない。

そもそも、電気通信に関しては、いかなる手段でも、一般からの建議の手続きが設けられておらず、常に意味不明の出所不明の建議が、しかも、フレッツ I のような反競争的な電気通信役務が提供され、局舎にコロケーションできていない規模の零細な 2 種通信事業者の息の根を絶つような反競争的な、公正取引委員会告示不公正な取引方法に該当するような、取引条件の不当な変更がまかり通っているのを看過しているのは問題である。サービスの貿易の自由化条約第四議定書を批准し、特定国の約束にかかる表における宿題を課されている唯一の先進国として、末端利用者への電気通信役務の利用料は下がるべきだが、公正な競争を通じて下がるべきであり、零細な 2 種通信事業者から、略奪的収奪を行うことを通じて安価に役務が提供されることを持ってよしとするべきではない。現状は第四議定書に抵触している疑いがあるのではないか？

<http://www.mpt.go.jp/pressrelease/japanese/denki/000831j604.html>

フレッツ I は、指定電気通信事業者の約款の変更にかかるパブリックコメント手続きが行われていません。このように、多くの二種電気通信事業者の生殺与

奪にかかわり、その生存権を奪う、問題について、パブリックコメント手続きが行われていないのはどのような理由によるものでしょうか？

日本交信網の大臣裁定の結果と、量子通信に力を入れる姿を拝見しますと、そもそも、光の速度以上の速度では情報は伝達しないのですが、亜高速通信というものはそもそも、スタートレック以外ではありえないものなのですが、

<http://www.mpt.go.jp/policyreports/japanese/group/tsusin/00623x01.html>

そのような意味不明なものに力を注ぎ、日本の電気通信を荒廃させ、日本のハイテク分野の優位性を見る影も無いほど地に落ちさせた責任関係について、明白にするべき時は、既にきているように思われます。

電気通信分野の指揮監督については、既存の監督省庁から金融監督庁のようにセーフガード措置を設けて排除した、独立規制委員会に、電気通信分野の監督は権限委譲されるべきではないか。

(2) 特定事業者の範囲

50%を超えればとか、意味不明な議論を通じて電力系通信事業者を特定役務について名指ししようというのはどういうことか不明である？

特定事業者(指定電気通信事業者)の範囲に携帯電話で支配的地位にある電気通信事業者を含むような議論が、突然唐突に起きてきた背景を、まず、ご説明させていただきたいと思います。指定電気通信事業者の接続料問題については、USTR は、5年越しで取り組んでいますが、橋本、クリントン会談での合意に基づいて、2000年4月に長期増分費用モデルを導入する約束を日本政府はしていましたが、そのモデル方式、AとBについて、日米で政治問題化致しまして、日本政府は一切文書で明らかにしていないのですが、最終決着として、日本政府は、次のような約束を米国政府と交わしています。*2

Accomplishments: To address these problems, Japan has agreed to:

- Reduce the cost for competition to interconnect with NTT's system by about 50% at the regional level (of greatest importance to U. S. companies) and 20% at the local level over the next two years (2000 and

2001). These cuts will be retro-active to April 1, 2000.

- Conduct a thorough review of NTT's interconnection rates in 2002, based on an improved rate calculation model. This process should result in additional and substantial rate reductions in 2002.
- Open new points of access ("unbundling") to NTT's network and enact rules to ensure fair usage rates and conditions in order to allow new entrants to compete in providing high-speed Internet services.
- Enhance new entrants' ability to build new networks by 1) eliminating restrictions on new competitors' ability to construct their own networks in the most efficient way, and 2) removing certain road construction restrictions and promoting measures to improve access to underground tunnels controlled by NTT and electric utilities.
- Determine by March 2001 if interconnection with NTT DoCoMo, Japan's largest wireless provider, should be regulated more strictly because of DoCoMo's "dominant" market power.

接続料政治決着の見返りの約束として日本政府は、支配的な携帯電話事業者に対してドミナント規制、非対称規制を行うことを約束しています。

建議の手続きが無い

日本には電気通信分野の問題について USTR にお願いする以外の適切な問題解決のための建議の手段は法的には存在しないのは問題だと思います。また、貴省から散発的に出所不明の建議が成されますが、建議の手続きそのものを民間にも開放するべきと考えます。また、建議自体については、もし、気に食わないということでしたら電気通信審議会において却下いただければと存じます。もし、却下いただければ、行政不服手続き法などの法規に基づいて、民間事業者は建議にいたらなくても、何らかの法的な手続きを踏むことができます。それでこそ、明治以来の中央集権国家の形態を引きづる電気通信分野のぎょうせいのありかたを少し、今日にあうものにする手かがりになるのではないのでしょうか？

参照文書

*1 指定電気通信事業者の接続約款

*2

<http://www.usembassy.state.gov/jaUS i pan/wwwhp040.html>